

総社市告示第129号

総社市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定実施要綱（平成28年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関し、<u>法</u>、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に<u>定めるもの</u>のほか、必要な事項を定める<u>ものとする</u>。</p> <p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第23条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。<u>次号において同じ。</u>）</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に<u>定めのあるもの</u>のほか、必要な事項を定める。</p> <p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第23条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証</p> <p>(3) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の<u>5の5—1断熱等性能等級に係る評価が等級5、等級6又は等級7（一戸建ての住宅以外の住宅においては等級5）</u>であり、かつ、同表の<u>5の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6</u>であることを証するものに限る。）の写し</p> <p>(4) 略</p> <p>2 省令第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。次号において同じ。）</p> <p>(2) 登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（建設された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表1の<u>5の5—1断熱等性能等級に係る評価が等級4、等級5、等級6又は等級7（一戸建ての住宅以外の住宅においては等級4又は等級5）</u>であり、かつ、同表の<u>5の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4、等級5又は等級6</u>（当該建築物のうち非居住部分以外の部分が法の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2—1の<u>5の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3、等級4、等級5又は等級6</u>）であることを証するものに限る。）の写し</p> <p>(7) 略</p>	<p>にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（<u>法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。</u>）</p> <p>(3) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の<u>5—1断熱等性能等級に係る評価が等級4</u>であり、かつ、同表の<u>5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5</u>であることを証するものに限る。）の写し</p> <p>(4) 略</p> <p>2 省令第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。）</p> <p>(2) 登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（<u>建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。</u>）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（建設された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表1の<u>5—1断熱等性能等級に係る評価が等級4</u>であり、かつ、同表の<u>5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5</u>（当該建築物のうち非居住部分以外の部分が法の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2—1の<u>5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3、等級4又は等級5</u>）であることを証するものに限る。）の写し</p> <p>(7) 略</p>

改正後	改正前

附 則

この告示は、公布の日から施行する。